

## わくや事業者継続支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済を維持するため、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等に伴い外出自粛や営業自粛等により大きな影響を受けている事業者に対し事業の継続を支援する目的で、予算の範囲内において、わくや事業者継続支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、涌谷町補助金等交付規則（昭和58年涌谷町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 町内に事業所を有し事業を営む者（大企業（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者をいう。）を除く。）で、引き続き町内で事業を継続する意思があること。
- (2) 持続化給付金給付規程（令和2年5月9日中小企業庁）第4条に規定する給付対象者に該当しないこと。
- (3) 涌谷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱（令和2年涌谷町告示第11号）第2条に規定する交付対象者に該当しないこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年1月から同年6月までの間に、前年同月比で主たる事業の収入が20パーセント以上減少した月（以下「対象月」という。）があること。
- (5) 令和元年（法人の場合にあつては、対象月の属する事業年度の直前の事業年度）の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た金額を差し引いた金額が10万円以上であること。
- (6) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類のうちD建設業、F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉及びRサービス業に該当する事業を営んでいること。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (8) 政治及び宗教上の組織又は団体でないこと。

(9) 支援金の趣旨から適切でないと町長が判断する者でないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、申請1件につき10万円とする。

(交付申請等)

第4条 規則第4条第1項に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 本人確認書類（申請者が個人事業主の場合に限る。）

(2) 前年同時期の営業実態及び売上が確認できる書類（確定申告書、帳簿、営業許可証等）の写し

(3) 支援金振込先の預金通帳の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 規則第4条第1項に規定する指定する期日は、令和2年7月末日とする。

3 交付申請は、1事業者につき1回を限度とする。

(支援金の交付)

第5条 町長は、規則第5条の規定により支援金の交付を決定したときは、規則第12条の規定により、支援金を交付するものとする。

(様式の特例)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書は、わくや事業者継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）とする。

2 規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書及び第11条に規定する補助金等の額の確定通知書は、わくや事業者継続支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月27日から施行する。